

# 山口県報

平成17年  
8月2日  
(火曜日)

## 目次

告示

平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示の一部改正(地域政策課)……………一

保護に関する事務の委託(厚政課)……………一

土地改良事業施行の同意(農村整備課)……………一

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(港湾課)……………二

道路の位置の指定(建築指導課)……………二

公告

契約の締結(観光交流課)……………三

県営玖北地区中山間地域総合整備事業(向峠換地区)の換地処分(農村整備課)……………四

雑報

平成十六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨……………四

### 山口県告示第四百二十九号

平成十七年度地籍調査事業計画に関する告示(平成十七年山口県告示第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 地籍調査を行う者の名称中「長門市」の下に「、柳井市」を加える。
- 二 調査地域中「長門市東深川、三隅上、日置上及び日置中」を

「長門市東深川、三隅上、日置上及び日置中」に改める。  
柳井市平郡

### 山口県告示第四百三十号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十九条第五項の規定により、次のとおり保護に関する事務の委託を行った。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

#### 一 委託に係る事務の範囲

阿武郡阿武町の区域内に居住地を有する要保護者又は居住地がないか、若しくは明らかでない要保護者であつて、同町の区域内に現在地を有するものに対して、生活保護法第十九条第一項の規定により行う保護の決定及び実施に関する事務並びに同町の区域内に現在地を有する者に対して、同条第二項の規定により行う保護に関する事務

#### 二 委託を受けた保護の実施機関

萩市長

#### 三 委託開始年月日

平成十七年十月一日

### 山口県告示第四百三十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町村が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

市町村名	施行地区	事業の種類	同意年月日
玖珂町	上谷地区	用排水施設の改修	平成一七、七、二三
〃	〃	ほ場の整備	〃
〃	〃	暗きよ排水	〃

山口県告示第四百三十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 埋立区域（第二区）

(一) 位置

1 第一区

大島郡周防大島町大字西安下庄字三原三四五九の一から同大字字小浦三四六七の三までに沿接する県道大島環状線地先公有水面

2 第二区

大島郡周防大島町大字西安下庄字三原三四五一に沿接する道路から同字三四五二の二を経て同字三四五九の一に沿接する県道大島環状線に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から17の地点までを順次結んだ線、17の地点と18の地点を結ぶ平成九年三月十三日付け指令港湾第七〇五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. + 二・七五メートル）及び1の地点と18の地点を結ぶ平成五年秋分の満潮位（D. L. + 二・七五メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の19の地点から21の地点までを順次結んだ線及び19の地点と21の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

1 地点 安下庄港田浦A突堤先端部に設置した基準点（北緯三三度五三分二一・八六六秒東経一三三度一六分一〇・〇三三秒）（以下「基準点」という。）から二八四度三七分四〇秒一八九・三三二メートルの地点

- 2の地点 1の地点から八〇度二三分五五秒八・三三三メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一二八度三四分五五秒二〇・六〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から八九度三一分〇一秒三・三九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から一四度五二分一九秒六・六九メートルの地点
- 6の地点 5の地点から八四度一六分一六秒三・〇四メートルの地点
- 7の地点 6の地点から三〇度五〇分〇三秒〇・七五メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

二、七五〇・一二二平方メートル

2 第二区

七〇・〇六平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成六年十二月九日 指令港湾第六一五号

三 関係図書を閲覧できる市町村

周防大島町

四 認可を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 認可の年月日

平成十七年七月二十日

山口県告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第一百一号）第四十二條第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。  
平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 山陽小野田市中川三丁目六六七四の一 三及び六六七四の一四	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 三三・六	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二〇七・八三
---	--------------------	---------------------	-------------------------------------



(四三) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
商工労働部観光交流課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
首都圏向け観光キャンペーン業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年六月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社電通 東京都港区東新橋一丁目八番一号
- 六 契約金額  
四千万円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
商工労働部観光交流課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
中部圏向け観光キャンペーン業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年六月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社電通 東京都港区東新橋一丁目八番一号
- 六 契約金額  
四千万円
- 七 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成十七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者  
山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
商工労働部観光交流課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量  
九州及び広島向け観光キャンペーン業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年六月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社中国博報堂 広島市中区大手町三丁目七番五号
- 六 契約金額  
四千万円

七 随意契約によることとした理由  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者  
 山口県知事 二井 関成

（四二四）県営玖北地区中山間地域総合整備事業（向峠換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
 県営玖北地区中山間地域総合整備事業の施行に係る向峠換地区の換地処分を次のとおり  
 行いました。

平成十七年八月二日

山口県知事 二井 関成

一 換地処分の年月日

平成十七年七月二十日

二 換地処分の内容

県営玖北地区中山間地域総合整備事業（向峠換地区）換地計画書に記載された換地  
 計画のとおり



平成十六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百一十二号）第二十二條第三項の規定  
 により、平成十六年度山口県市町村職員共済組合決算の要旨を次のとおり公告します。

平成十七年八月二日

山口県市町村職員共済組合理事長 上利 礼昭

貸借対照表及び損益計算書の要旨

（単位 千円）

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	保 健 <sup>2)</sup>	宿 泊	貯 金	貸 付	基礎年金 支払
(収 入)									

負 担 金	4,516,634	17,422,498	153,745	272,547															
掛 金 ・ 任 意 継 続 掛 金	4,634,782	8,287,289		272,461															
施 設 収 入 ・ 商 品 売 上 げ					119,231	264,873													
基 礎 年 金 交 付 金 ・ 基 礎 年 金 国 庫 金		2,182,370																	1,414,317
利 息 及 び 配 当 金	351	1,118,306	4	305	1	1	498,148	15											
そ の 他 収 入	434,497	60,847	1,255	5,385	2,780	203,139	63,667	445,278											
他 経 理 か ら の 繰 入 金			74,112		110,000	70,000													
前 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	782,156	970																	
前 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金		80,381,576																	
計	10,368,420	109,453,856	229,116	550,698	232,012	538,013	561,815	445,293	1,414,317										
( 支 出 )																			
給 付 ・ 一 部 負 担 金 払 戻 金 ・ 基 礎 年 金	4,990,610	28,551,931																	1,413,223
役 員 報 酬 ・ 職 員 給 与			135,863	34,160	37,994	82,495	26,117	58,241											
旅 費 ・ 事 務 費			19,537	2,657	1,568	1,120	1,887	3,459											
商 品 仕 入 れ					430	5,721													
飲 食 材 料 費					27,102	82,392													
委 託 費 ・ 委 託 管 理 費			16,925	9,045	13,742	22,219	3,801	1,641											
支 払 利 息					5,084		217,765	319,819											
連 合 会 払 込 金	166,723							17,797											

そ の 他 支 出	921,086	48,264	48,060	382,169	157,862	160,734	4,596	91,173	1,094
老 人 保 健 抛 出 金	2,268,886								
退 職 者 給 付 抛 出 金	1,246,448								
基 礎 年 金 抛 出 金 負 担 金		6,287,528							
他 経 理 へ の 繰 入 金	28,505	45,607		180,000					
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	783,234								
次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金		74,520,526							
計	10,405,492	109,453,856	220,385	608,031	243,782	354,681	254,166	492,130	1,414,317
当 期 利 益 金 又 は 当 期 損 失 金 (△)	△ 37,072		8,731	△ 57,333	△ 11,770	183,332	307,649	△ 46,837	
支 払 準 備 金	783,234								
長 期 給 付 積 立 金		74,520,526							
資 本 剰 余 金			53,165	25,350	1,228,581	755,282			
利 益 剰 余 金 又 は 欠 損 金 (△)	327,286		143,277	461,492	△ 339,999	△ 28,829	1,005,033	508,886	